

(庶ろ-15-B)

令和3年4月22日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局総括参事官 橋爪 信

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 内田 哲也

最高裁判所事務総局総務局第三課長 定久朋宏

### 民事訴訟手続のIT化に関する意見募集の結果について

(事務連絡)

民事訴訟手続のIT化に関しては、令和2年6月15日付け民事局参事官等事務連絡「民事訴訟手続のIT化に関する意見募集について」により、書記官事務に関して検討を要するものと考えられる立法課題やIT化後の書記官事務を見据えたシステムの在り方について意見募集を行ったところです。

この度、提出された意見のうち主なものを別紙のとおり取りまとめましたので、所属の職員（裁判官を含む。）に対して、別紙を回覧するなどの方法により周知し、裁判官を含む裁判所職員で幅広く意見交換等を行う際の参考にしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

## 意見の取りまとめ

提出された意見のうち主なものについては、手続の段階ごとに整理を行い、システム事項と法制事項として検討するものに分類をした上で、システム事項については、(1)フェーズ3に向けた今年度以降の開発で実現可能性を探るもの及び(2)裁判書類の電子提出に係るアプリケーションで実現を予定しているものに分けて整理をしました。

今後、裁判官及び裁判所職員が、民事訴訟手続のIT化に関して幅広い意見交換等を行う際の参考にしてください。

### 1 システム事項

#### (1) フェーズ3に向けた今年度以降の開発で実現可能性を探るもの

項目	意見の概要
全般	<ul style="list-style-type: none"><li>裁判官による電子決裁を活用するなどして、裁判とその告知を電子的に完結することができる機能</li><li>文字入力を補助するものとして、音声認識テキスト変換技術の活用</li></ul>
申立て及び審査	<ul style="list-style-type: none"><li>自動入力機能、入力漏れチェック機能等を有する入力フォームを整備し、当事者による各種申立てにおける入力ミスや入力漏れを減少させる機能</li><li>審査した内容（要配慮情報等）を職員間で共有できる機能</li></ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>認定した訴額を入力すれば、法定の手数料額が自動計算される機能</li></ul>
立件・配てん	<ul style="list-style-type: none"><li>立件・配てん事務の一部を自動化する機能</li></ul>

書面作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者が入力したデータ（例えば、当事者情報等）を、職員による調書等の書面作成時に活用することができるようとする機能</li> </ul>
期日調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム上で裁判所・当事者間の期日調整を実現する機能</li> </ul>
期日調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>期日調書の作成をシステムの入力フォームを通じて行うとともに、そのチェック及び裁判長による認印に代わる措置もシステム上で実現する機能</li> </ul>
書証目録等	<ul style="list-style-type: none"> <li>書証目録や証人等目録といった目録において、当事者の入力したデータ等を利用することができるようとする機能</li> <li>書証目録等にリンクを張って、書証の写しや尋問調書にアクセスできるようにする機能</li> </ul>
証人尋問	<ul style="list-style-type: none"> <li>証人等の旅費日当等の請求・支給を、電子的な方法により実現する機能</li> </ul>
告知・通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>決定・命令の告知や期日外釈明などの裁判所から当事者に対する通知等を、システムを利用して行い、記録する機能</li> </ul>
判決書作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>審理の過程でシステム内に蓄積されたデータを判決書の作成等の補助として利用することができるようとする機能</li> </ul>
執行文・証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行裁判所において、訴訟記録をシステム上確認することができるようとする機能（債務名義や各種証明書の提出の省略を可能とする）</li> </ul>
記録の編てつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者がシステムを通じて提出する書面を、その提出者や種別などに応じて自動的に分類して一覧表示する機能</li> </ul>
記録の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>訴訟記録について、表示方法や検索機能の工夫等により、システムから必要な情報を適時に抽出して参照することができるようとする機能</li> </ul>

記録送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子化された訴訟記録について、データを送信することなく権限移管操作等によって記録の送付を実現する機能</li> </ul>
訴訟費用額確定処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムに記録されたデータを活用して訴訟費用額計算を補助する機能</li> </ul>
統計	<ul style="list-style-type: none"> <li>審理の過程でシステムに蓄積記録されたデータを活用し、別途の入力作業をせずに統計資料を作成することができるようとする機能</li> </ul>

(2) 裁判書類の電子提出に係るアプリケーションで実現を予定しているもの

項目	意見の概要
期日間準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所及び当事者間において、争点整理案や事務連絡などを円滑にやりとりするためのファイル共有機能</li> </ul>
書面の電子提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書面等がシステムで電子提出された場合に、担当職員にシステムを通じてその旨が通知されるとともに、相手方に対しても通知される機能</li> </ul>
書面提出期限管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面提出期限をシステムに登録することにより、当事者と当該提出期限及び提出状況についての認識を共有するとともに、当事者に対する書面提出の期限の事前通知（リマインド）や督促を、システムを利用して自動的に行う機能</li> </ul>
電子データの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子提出された書面のデータをシステムに記録・保存するとともに、これらのデータを一覧表示し、書面の種別、提出者、提出日等に応じて絞り込みや並べ替えができる機能</li> </ul>
記録の編てつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子提出された書面のデータに提出日時や提出者等の情報をヘッダーに記録するとともに、印刷を合理化して記録の編てつ事務を補助する機能</li> </ul>

## 2 法制事項として検討するもの

項目	意見の概要
電子申立て・書面の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者による電子的な申立てについて、電子的な申立てが義務化される範囲、書面の電子化についての取扱い、例外的に紙媒体で保管する場合の要件等を明確化する。</li> </ul>
手数料・保管金	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入印紙による手数料の納付及び郵便切手による郵便費用の予納を廃止し、いずれも電子納付とする。</li> <li>郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化する。</li> </ul>
送達	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用した電子的な送達方法を可能とする。</li> <li>電子的な送達方法を選択した場合には、一定期間の経過により送達の効力が生じる（みなし送達）ものとする。</li> <li>公示送達を、掲示板ではなくウェブサイトを通じて実施可能とする。</li> </ul>
期日におけるウェブ会議の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>口頭弁論期日、争点整理期日及び和解期日は、当事者双方が不出頭であってもウェブ会議の方法により実施可能とする。</li> </ul>
争点整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続という3種類の争点整理手続を一本化する。</li> </ul>
送付嘱託・調査嘱託	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘱託先から電子的に提出・記録することを可能にする。</li> <li>紙媒体で提出された回答等の取扱方法などを明確化する。</li> </ul>
書証	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用して電子的に提出された書証については、その電子データの閲読により取調べを行うこととする。</li> </ul>
証人尋問	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人尋問、証人尋問及び通訳人の証人尋問等への参加は、ウェブ会議の方法により実施可能とする。</li> <li>紙媒体による宣誓書を廃止する。</li> </ul>

閲覧 謄写	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムへのユーザ登録をした当事者は、自身の端末を利用して訴訟記録の閲覧等を可能とするなど、システムを利用した閲覧 謄写事務を行うこととする。</li> </ul>
閲覧等の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>訴訟記録の秘匿申出を明文化する。</li> <li>閲覧等制限・秘匿の場合に、当事者においてマスキング書面を提出することとする。</li> </ul>
和解	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方裁判所においても、和解に代わる決定を導入する。</li> <li>受諾和解において、期日を要することなく当事者の受諾により和解を成立させることを可能とする。</li> </ul>
押印の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>正本、謄本といった各種書類における押印を廃止する。</li> </ul>